



穂積町・巢南町の合併まちづくりの将来ビジョン・巢南町

新市建設計画

穂積町・巢南町合併協議会

新市建設計画

第1章

はじめに…

第1章 はじめに…

1 - 1 合併の必要性

穂積町、巣南町の2町は、岐阜県の県都岐阜市と大垣市の間に位置します。東に長良川、西に揖斐川が流れ、水に恵まれた地域であり、中山道や宿場町なども位置し、古くから農耕地帯として、さらに交通の要衝として発展し、相互の結びつきの強い地域です。

また、2町は、もとす広域連合において、介護保険やし尿処理などで共同事務を既に行っているほか、国道21号や主要地方道岐阜巣南大野線、県道穂積巣南線など、2町を連絡する道路が整備、または計画され、共通の生活・経済圏を形成しており、広域的な視点から、2町が一体となったまちづくりが求められています。

1) 広域化する生活圏域への対応

道路網の整備や車社会の進展により、住民の生活圏域は、急激な広域化が進んでおり、行政サービスにおいても、個別の市町村の枠組みを超えた対応が求められています。

このため、地理的な面、歴史的な面および経済的な面から密接な関係にある2町の行政が一体となって、広域的かつ効率的な行政サービスを進めることにより、広域化する生活圏域における住民需要に対応します。

2) 多様化・高度化する住民ニーズへの対応

人々の価値観の多様化や^{※1}ライフスタイルの変化などに伴い、行政に対する住民ニーズも多様化、高度化しつつあります。加えて、少子・高齢化の進行に伴い、福祉・保健・医療分野における行政需要が今後いっそう増大することが予想されます。

このような中、多様化する行政需要に対応できるよう、2町が合併し、それぞれの特徴を活かしながら、多様で高度なサービスを実現することにより、魅力あるまちづくり、住民福祉の向上を図ります。

また、行政と地域社会との連携や、地域が主体となったまちづくりが必要とされる中で、地域コミュニティに求められる役割や、地域コミュニティが求める需要も変化しつつあります。このため、2町が一体となり、地域コミュニティの様々な活動を支援し、自立できる地域コミュニティづくり、行政と地域のパートナーシップの構築を図ります。

3) 地方分権の受け皿への対応

地方分権の本格的な進展により、国や県から市町村への各種の権限委譲がいっそう進むことが予想されます。

しかし、経済成長が伸び悩み、厳しい自治体財政の中、市町村の裁量による地域社会づくりは、各市町村の行財政能力や、まちづくりに取り組む姿勢が問われるものと言えます。

このため、2町が一体となって、地方分権社会にふさわしい行財政基盤を強化し、効率的な行財政運営を進めることにより、地方分権の受け皿としてふさわしい行政組織の構築、行政能力の向上を図ります。

1 - 2 計画策定の趣旨

1) 計画の趣旨

本計画は、穂積町、巢南町の合併後の新市を建設していくための基本方針、および基本方針に基づいた総合的な施策を定め、この実現を図ることにより、2町の速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある発展と地域の生活力・経済力の向上を図るものです。

2) 計画の構成

本計画は、新市建設の基本方針（将来ビジョン）、新市建設の根幹となるべき事業と施策（新市の主要施策）、公共的施設の統合整備に関する方針、および新市の財政計画を中心として構成されます。

3) 計画の期間

本計画のうち、将来ビジョンは長期的展望に基づき策定します。また、建設計画、公共的施設の統合整備に関する方針、財政計画については平成15年度から平成24年度までの10か年の計画とします。また、本計画は、社会情勢や財政状況の変化に伴い、所要の手続きを経て、見直しや変更を行うことができます。

第2章

新市の概況

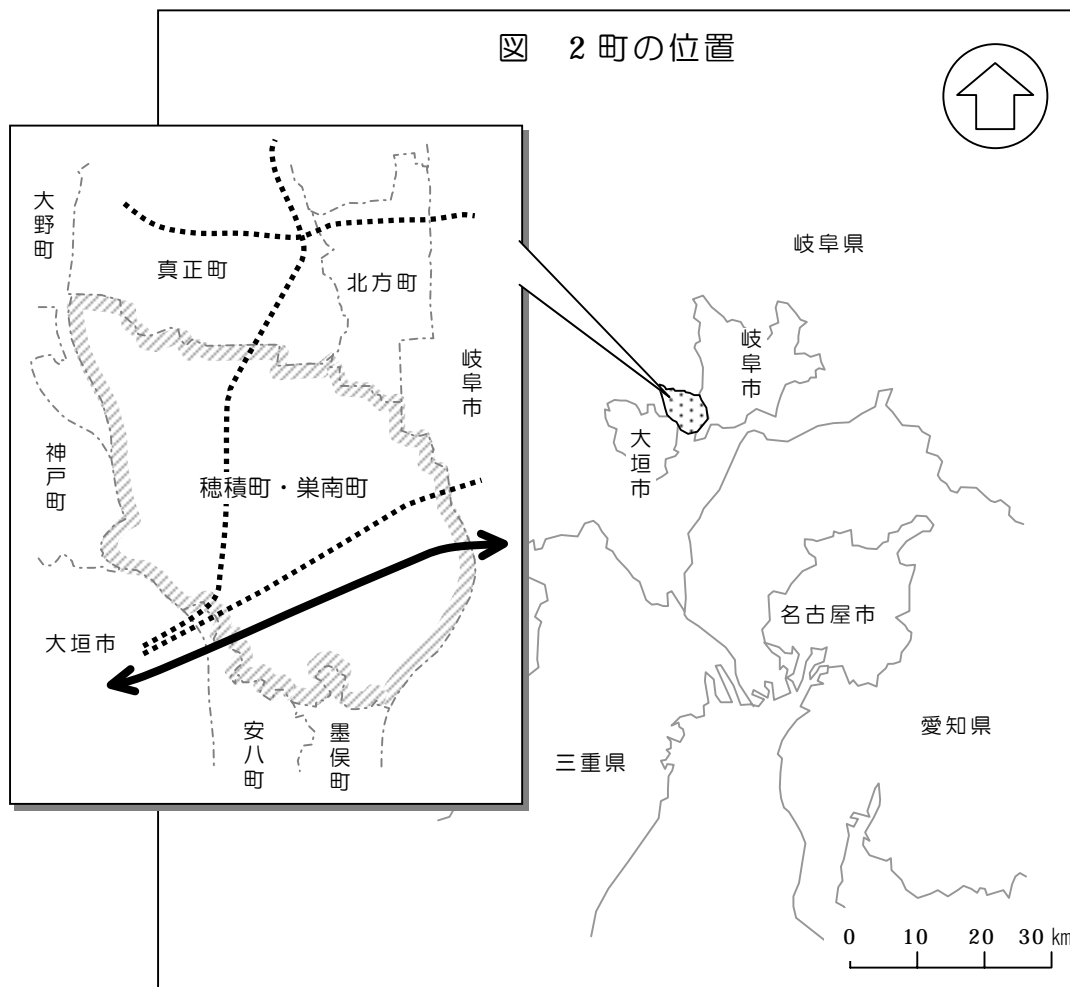
第2章 新市の概況

2 - 1 位置、地勢および面積

穂積町、棠南町は、岐阜県南西部に位置し、東部は県都岐阜市に接し、北部は真正町および北方町に、西部は大野町、神戸町および大垣市に、南部は安八町および墨俣町に接しています。

また、2町の西端には揖斐川が、東端には長良川が流れており、地形は概ね平坦地で、古くから恵まれた水を活かした田園都市として発展をとげてきました。

2町の面積は、穂積町が16.41 km²、棠南町が11.77 km²であり、合計面積は28.18 km²となっています。

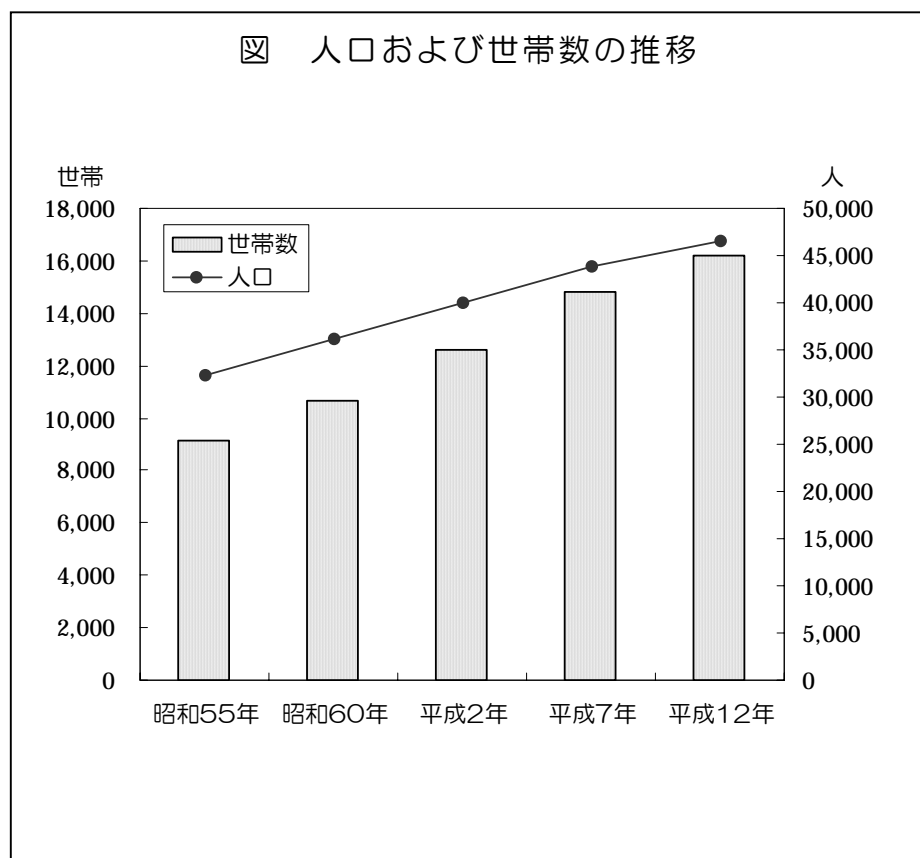


2 - 2 人口および世帯数

1) 人口および世帯数の推移

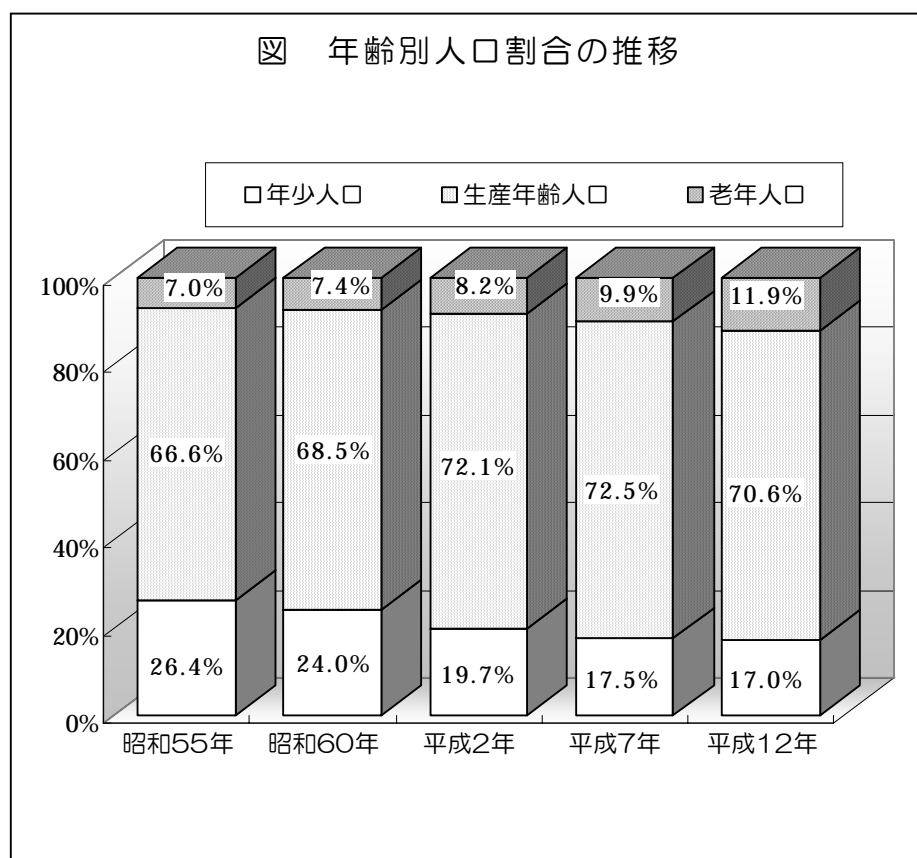
2町の総人口は、平成12年の国勢調査によると46,571人であり、昭和55年の人口(32,247人)と比較すると、概ね1.4倍となっています。人口の伸び率は年々小さくなってはいるものの、平成7年から12年にかけては、年平均1.2%の増加率で増えています。

世帯数は、平成12年の国勢調査で16,197世帯となっており、人口と同じく増加傾向にあります。一方、1世帯当たりの人口は、平成12年で約2.88人/世帯となっており、昭和55年の3.52人/世帯と比較して年々減少傾向にあり、着実に核家族化が進行していることがうかがえます。



2) 年齢別人口の状況

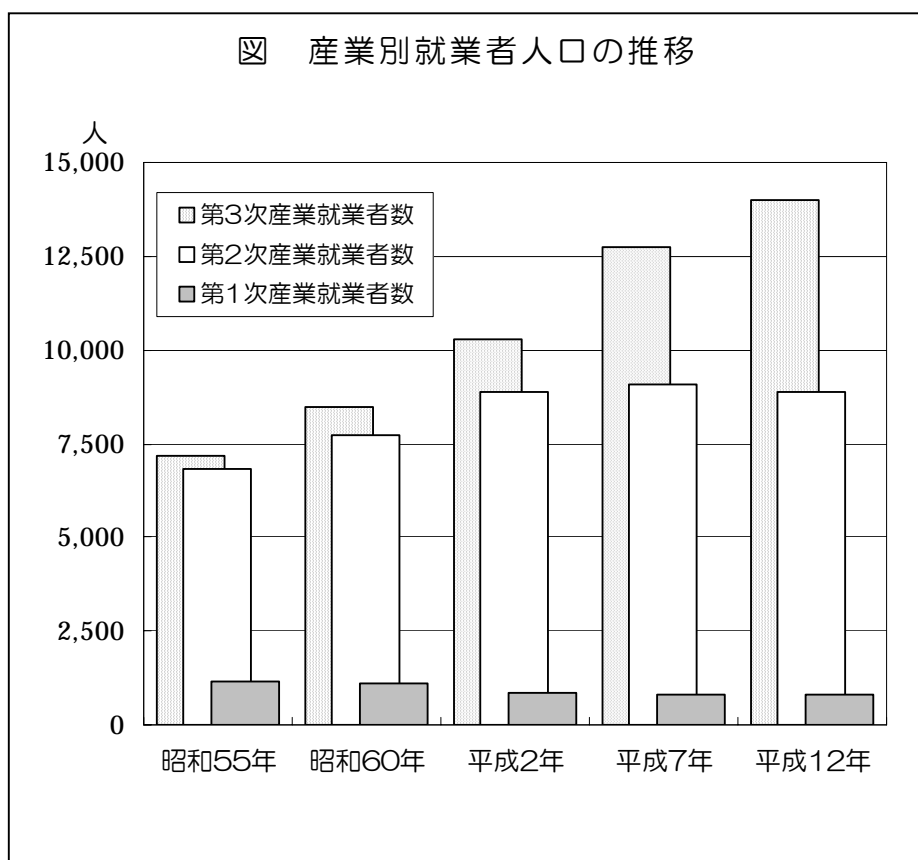
平成 12 年の国勢調査によると、2 町の年齢別人口は、年少人口（14 歳以下人口）が 7,899 人（17.0%）、生産年齢人口（15 歳以上 64 歳以下人口）が 32,864 人（70.6%）、老年人口（65 歳以上人口）が 5,526 人（11.9%）となっており、全国平均や岐阜県平均と比較して、年少人口割合が高く、老年人口割合が低くなっており、比較的若いまちであるといえます。しかし、経年的な変化をみると、着実に少子・高齢化が進行していることがわかります。



3) 就業者人口の状況

平成12年の国勢調査によると、2町の総就業者数は23,731人であり、これは総人口の約51.0%に該当します。

産業別には、第1次産業就業者数が811人(3.4%)、第2次産業就業者数が8,879人(37.4%)、第3次産業就業者数が14,006人(59.0%)となっています。経年的には、第3次産業就業者数が昭和55年から平成12年にかけて約2倍となっているのに対し、第1次産業就業者数は減少傾向、第2次産業就業者数は平成7年をピークとして、減少に転じています。



※第1次～3次の就業者数からは分類不能の産業就業者35人を除く



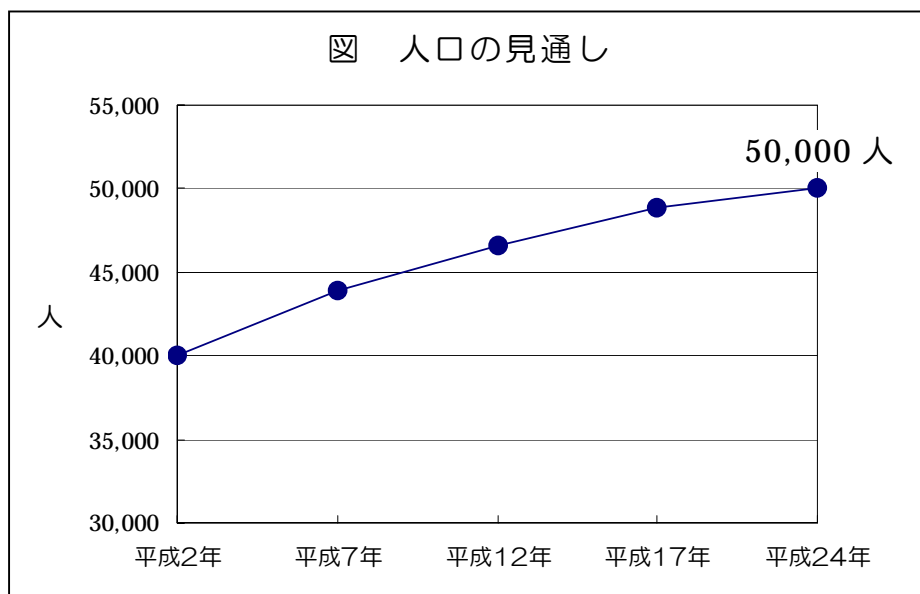
第3章

主要指標の見通し

第3章 主要指標の見通し

3 - 1 人口の見通し

新市の人口は、現在着実に増加していますが、全国および岐阜県の人口の見通しを考慮し、新市の平成24年における目標人口を約50,000人とします。



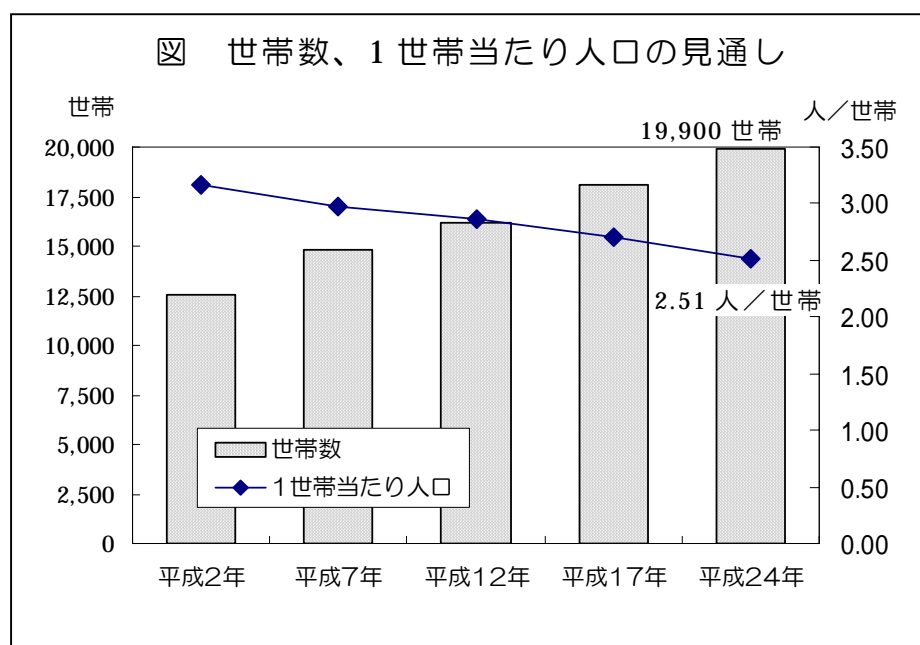
年齢別には、構成比で見ると、年少人口はあまり変化がないものと予測されますが、生産年齢人口割合が減少し、老年人口が増加することが予測されます。

表 年齢3区分別人口の見通し

	平成12年 (国勢調査)	平成24年 (目標年次)
年少人口 (0~14歳人口)	7,899人 (17.0%)	8,700人 (17.4%)
生産年齢人口 (15~64歳人口)	32,864人 (70.6%)	32,400人 (64.8%)
老年人口 (65歳以上人口)	5,526人 (11.9%)	8,900人 (17.8%)

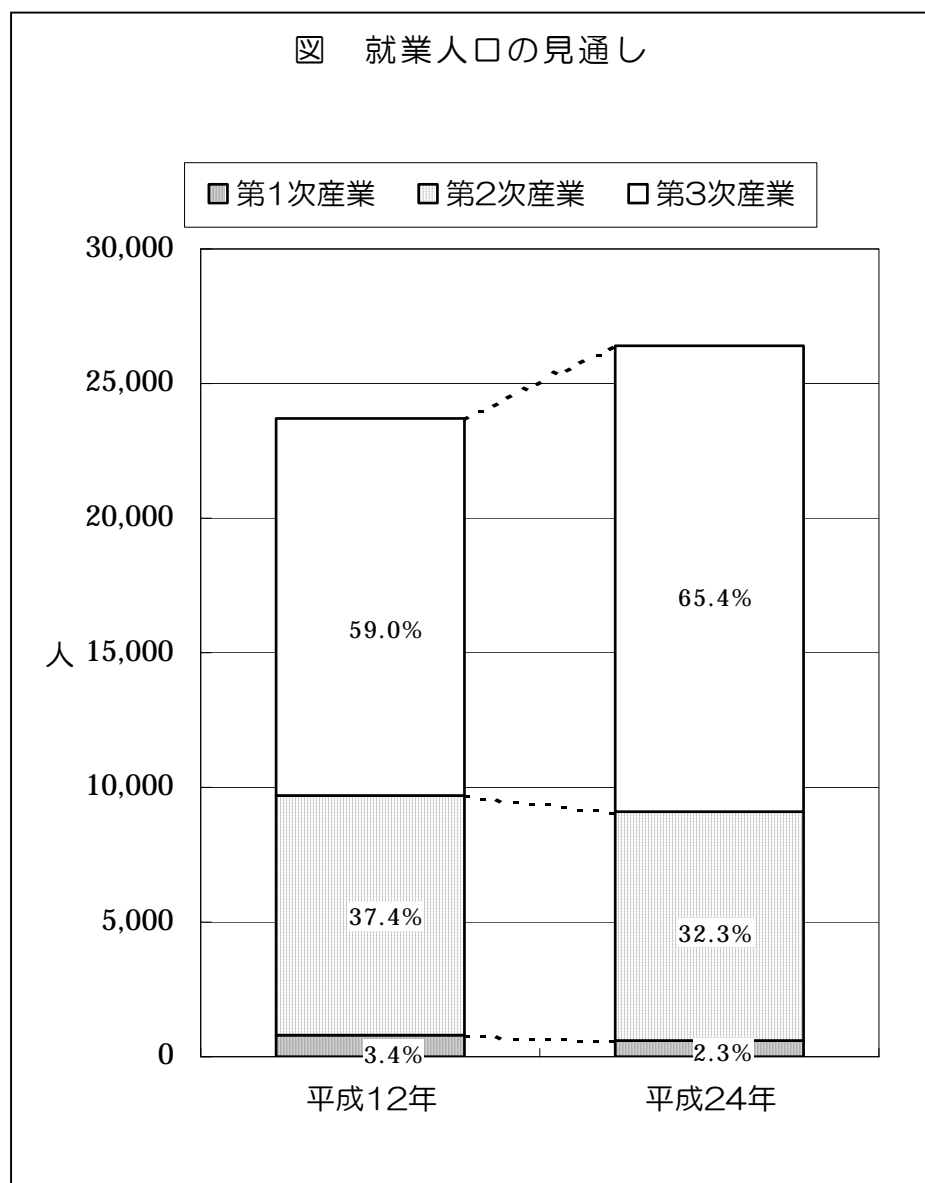
※上段は人口、下段は構成比

世帯数については、増加傾向を続け、平成 24 年には約 19,900 世帯となることが予測されます。一方で、1 世帯当たりの人口は、平成 24 年には 2.51 人／世帯となるものと見込まれ、核家族化が引き続き進むものと考えられます。



3 - 2 就業人口の見通し

新市の就業者数については、平成 24 年において約 26,400 人、就業率は 52.8%と予測されます。産業別構成比で見ると、第 1 次産業、第 2 次産業が減少傾向、第 3 次産業が増加傾向となることが予測されます。



新市建設計画

第4章

将来ビジョン

第4章 将来ビジョン

4 - 1 新市の将来像

新市の将来のまちづくりにあたっては、現在の2町の特徴やめざす方向を踏まえつつ、新たな都市の枠組みにふさわしい将来像を描く必要があります。

新市は、濃尾平野の北部に位置する水に恵まれた肥沃な土地であり、県下第1位、第2位の人口規模を有する岐阜市および大垣市に挟まれています。また、国道21号やJR東海道本線が通過しており、名古屋市にも近い利便性の高い地域です。

穂積町、巣南町が合併して生まれる新市では、このような地勢や利便性を生かしながら、これまで以上に快適な生活環境づくりが必要であるとともに、様々な住民の要望に対応できる行政サービスの実現や、行財政能力の向上が求められています。

また、合併による行政区域の拡大化、地方分権のさらなる推進という状況の中、これからのまちづくりにおいては、行政に依存する地域社会ではなく、行政と連携しながら自立できる力強い地域社会の形成が非常に重要となります。このため、人と人のふれあいを育み、地域コミュニティの結束力や自立性を強化していくことが必要であり、加えて、市民と行政が協力・連携しながら、地域の視点で住みやすい、暮らしやすいまちづくりに取り組むことが求められます。

以上のような観点から、新市がめざすべき将来像を、

「快適で住みよい、活力を生み出す創造都市」

として掲げ、その実現に向けて積極的に取り組んでいきます。

4 - 2 まちづくりの目標

《将来像》

「快適で住みよい、活力を生み出す創造都市」

(目標①) 交流・連携を生み出す活力あるまちづくり

☆周辺市町村との交流・連携を生み出す基盤の整備

☆活力を生み出す産業都市づくり

(目標②) 地域の人や力を活かしたまちづくり

☆地域と行政、民間の力が効率的に機能するまちづくり

☆人と人のふれあいづくり、豊かな個性と創造力のある人づくり

(目標③) 新しい市の枠組みに対応するまちづくり

☆全ての住民が安心して健やかに暮らせる福祉の向上、
環境に配慮した循環型の社会づくり

☆持続して運営できる行財政能力の向上

快適な《交流都市》の創造

住みやすい《環境都市》の創造

安心できる《健やか都市》の創造

心豊かな《人づくり都市》の創造

人がふれあう《協働都市》の創造

躍動する《活力都市》の創造

市民のための《健全行政都市》の創造

4 - 3 新市建設の基本方針

快適な 交流都市 の創造

『新たな交流と快適な居住環境を生み出す都市基盤を整備します』

新市は、岐阜県における行政、経済、文化の中心的な役割を担う岐阜市および大垣市と隣接しており、両市と連携しながら、岐阜県南西部の拠点的な都市の一つとして発展が期待されます。このため、交通網や情報通信網などの都市基盤を整え、ふさわしい都市機能の誘導を促し、周辺市町村との交流・連携を進めます。

また、恵まれた水を生かすまちづくり、水を治めるまちづくりを新市が一体となって推進することにより、快適で安全な「水との共生」を図ります。さらに、生活道路や公園、上下水道など、身の回りの都市基盤を整備し、人と人、人と自然がふれあう交流都市づくりを進めます。

住みやすい 環境都市 の創造

『安全でゆとりを持って暮らせる生活環境を創造します』

新市が一体となって、限りある資源を大切にし、持続して住み続けることのできる都市づくりを進めます。また、恵まれた河川をはじめとする良好な環境や、生態系を保全し、自然とともに暮らす共生の意識づくりを育みます。

さらに、行政と地域社会が連携しながら、防災や防犯、交通安全など、各地域の諸課題に対応し、安心して住み続けることのできるまちづくりを進めます。

安心できる 健やか都市 の創造

『健康でともに暮らせる助け合いの社会づくりを進めます』

健康は全ての人にとってかけがえのない財産であり、安定した医療・保健サービスの提供を進めるとともに、自らの健康は自らで守る、という健康づくりに対する市民意識の向上を図ります。

また、全ての人々が互いに尊重し合いながら、ともに生活できる社会づくりをめざし、*1ユニバーサルデザインに配慮した社会環境の整備や、子育てや介護などの支援、各種扶助の充実を図ります。加えて、高齢者や障害者の自立生活や社会参加を積極的に支援するとともに、地域社会全体で助け合う意識づくり、体制づくりを進めます。

心豊かな 人づくり都市 の創造

『地域社会と新市を支える、個性と創造力豊かな人づくりを進めます』

人づくりはまちづくりを支える基礎といえます。特に乳幼児や児童など、人生の早期における教育は、人格形成に非常に大きな役割を担っています。このため、学校や地域社会、家庭、行政など様々な主体が連携して、子どもたちの生きる力や、ゆとりある豊かな心の教育に取り組みます。

また、全ての市民が生涯にわたって、いつでも、どこでも、いつまでも健全な心身を育むことのできる環境づくりを進めるため、多様な学習機会の創出や教える側の人材育成、学習環境の整備などを図ります。

さらに、我がまちに愛着を持ち、潤いある市民生活を実現するため、市民主体の文化活動を積極的に支援します。

*1ユニバーサルデザイン…高齢者や障害者だけでなく、全ての人々の利用に配慮したデザイン

人がふれあう 協働都市 の創造

『地域のふれあいを育て、誰もが等しく参画できる社会づくりを進めます』

地方分権が進み、住民主体のまちづくりが求められている中で、地域コミュニティが果たすべき役割は大きくなりつつあります。このため、防災や防犯活動、育児や介護、教育・文化など様々な分野で、行政と連携しながら地域ぐるみの活動を支援し、力強いコミュニティの形成を促します。

また、ボランティアなど市民が主体となった助け合い活動や、地域のふれあいや連携を高めるための活動を積極的に支援します。

さらに、男女が互いに尊重し合い、等しく責任と役割を分かち合いながら参画できる社会環境の整備や、固定的な観念にとらわれない意識づくりを進めます。

躍動する 活力都市 の創造

『産業の育成と企業誘致を図り、活力あふれる都市づくりを進めます』

活力ある産業を育成するために、担い手づくりや既存産業への支援、特産品の開発や付加価値化など、地域の魅力を生かした産業振興を図ります。

また、地理的な条件や交通の利便に恵まれた特性を生かし、引き続き企業誘致を進めます。

加えて、市民の安定した生活を守るため、市内雇用の確保や消費者対策を進めます。

市民のための 健全行政都市 の創造

『市民が積極的に参画し、健全な都市運営を進めます』

市民の需要を把握し、適切な行政サービスを提供するとともに、地域バランスのとれた住民福祉の向上を図るために、長期的、総合的な視点のもと、健全に運営できる効率的な行財政の構築を図ります。

また、適切な情報公開や広報広聴活動はもちろんのこと、市民の意向が市政に適切に反映されるシステムづくりを進め、行政と市民のパートナーシップを育み、市民参加型の行政運営を進めます。

4 - 4 土地利用の基本方針

新市の行政区域面積は 28.18km²であり、そのうちの約 7割に該当する 19.65km²が都市計画区域に指定されています。

将来の土地利用のあり方については、新市を《住宅・工業地ゾーン》、《農地・田園居住ゾーン》、《商業地ゾーン》、《コミュニティサービスゾーン》、《自然保全・体験ゾーン》の 5つのゾーンに大別し、それぞれのゾーンごとに適切な土地利用の誘導を図ります。

《住宅・工業地ゾーン》

新市の東部から中南部にかけては、《住宅地ゾーン》として、道路や公園などの都市基盤の整備や、開発行為などの適切なコントロールを図ることにより、良好な居住環境の整備・保全を図ります。

また、工業地については、住宅地など他用途との混在をできるだけ抑制する一方で、既存工業の機能維持を図ります。

《農地・田園居住ゾーン》

新市の中西部、南部については、《農地・田園居住ゾーン》として、優良農地の保全や農業振興を進めるとともに、ゆとりと潤いのある田園居住環境の保全、整備に努めます。

《商業地ゾーン》

既存商店街や国道 21 号などの広域幹線道路の周辺については、商業をはじめとする各種ロードサイドサービス施設の立地を誘導する《商業地ゾーン》として位置づけます。

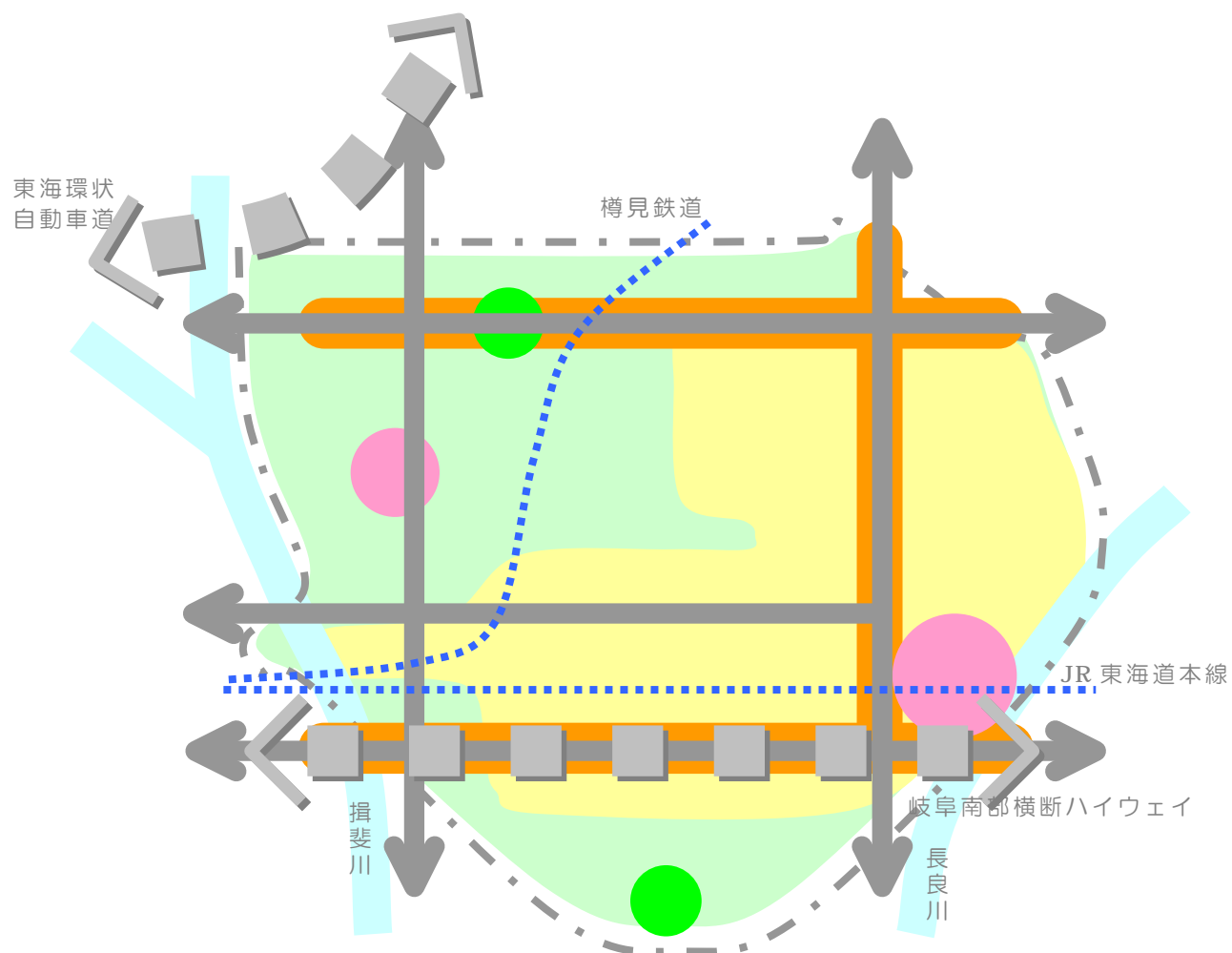
《コミュニティサービスゾーン》

商業や各種行政サービスなど、地域コミュニティの利便を確保する《コミュニティサービスゾーン》を位置づけ、日常的に必要なサービス機能の維持、強化を図ります。

《自然保全・体験ゾーン》

新市を南北に縦断する犀川河畔において、良好な自然環境を活用し、水と親しめる《自然保全・体験ゾーン》を位置づけ、市民がふれあえる空間・環境づくりを進めます。

図 土地利用の方針図



凡 例	
	住宅・工業地ゾーン
	農地・田園居住ゾーン
	商業地ゾーン
	コミュニティサービスゾーン
	自然保全・体験ゾーン
	河川

新市建設計画

第5章

新市の主要施策

第5章 新市の主要施策

5 - 1 新市の施策体系

「快適で住みよい、活力を生み出す創造都市」

快適な

《交流都市》の創造

- 1) 水と緑の環境づくり
- 2) 治水対策
- 3) 市街地整備・住まいづくり
- 4) 交通・情報交流
- 5) 上下水道

住みやすい

《環境都市》の創造

- 1) 循環型社会づくり
- 2) 墓地・火葬場
- 3) 安全社会づくり

安心できる

《健やか都市》の創造

- 1) 支え合い社会づくり
- 2) 生涯健康づくり
- 3) 医療・社会保障

心豊かな

《人づくり都市》の創造

- 1) 魅力ある生涯学習（社会教育）
社会の実現
- 2) 学校・家庭・地域社会の連携
- 3) 市民文化・市民スポーツの振興
- 4) 国際交流の推進

人がふれあう

《協働都市》の創造

- 1) 地域コミュニティ
- 2) 男女共同参画

躍動する

《活力都市》の創造

- 1) 農業
- 2) 商工業・新規産業
- 3) 観光・レクリエーション
- 4) 雇用・消費生活対策

市民のための

《健全行政都市》の創造

- 1) 質の高い行政サービスの提供
- 2) 市民主体のまちづくり

5 - 2 快適な《交流都市》の創造

1) 水と緑の環境づくり

①計画的な土地利用の推進

- ・ 総合的、計画的な視点から新市のまちづくりを進めるため、土地利用の各種マスタープランを策定します。
- ・ 潤いある住環境を形成し、土地利用のマスタープランを実現するため、民間開発行為の規制・誘導や地域地区の見直しなど、適正な土地利用のコントロールを図ります。

②潤いある水辺空間づくり

- ・ 長良川、揖斐川、犀川、糸貫川、天王川などといった豊富な河川に恵まれた環境を生かして、自然の生態系を保全する^{※1}ビオトープ空間や、水と親しめる親水空間を整備します。また、これらの水辺空間や河川敷を全市レベルでネットワークし、潤いや安らぎを感じることのできる環境づくりを進めます。
- ・ 市民と行政が一体となって、美しい河川づくりに取り組みます。

③緑の空間づくり

- ・ 市民の憩い・ふれあいの場であり、災害時における避難場所や延焼防止空間などとしての役割を担う、各種の公園や広場、ポケットパークを整備します。
- ・ 潤いある街なか空間を形成するため、各地域ごとの特性に応じて、町民参加による緑化推進活動の展開に努めます。

2) 治水対策

- ・ 豊富な河川は、一方で氾濫の危険性を有しています。市民の生命と財産を守り、豊かな河川と共存できるま

^{※1}ビオトープ…元来存在した自然を復元、もしくは創造すること。動植物の生息空間。

ちづくりとして、未改修区間の河川改修や下水道の改良・整備、排水機場の新築・改築など、一体的・総合的な治水対策を進めます。

3) 市街地整備・住まいづくり

①都市拠点の形成

- ・新市の玄関口の一つといえるJR穂積駅において、各種サービス機能や、コミュニティ機能など、市民生活に必要な様々な機能を提供する都市拠点として、JR穂積駅周辺地区の総合的な整備を進めます。また、全ての人が利用しやすい駅周辺空間の形成をめざし、^{※1}ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を進めます。
- ・地域のコミュニティ機能や文化機能を担う拠点地区や、市民のための多目的広場を備えたタウンセンター地区を整備します。

②各種事業の推進

- ・犀川堤外地において施工中の土地区画整理事業を推進します。
- ・市街化区域における都市基盤の未整備地区を対象として、土地区画整理事業や街路・道路整備事業などの事業化検討を進めます。

③良質な住宅地の形成

- ・民間開発行為に対する適正な規制・誘導に努めるとともに、ユニバーサルデザインに配慮した住宅整備を奨励し、支援します。
- ・市街化調整区域において、田園と共存する良好な居住環境の形成を図ります。

4) 交通・情報交流

ユニバーサルデザイン…高齢者や障害者だけでなく、全ての人の利用に配慮したデザイン

①計画的な道路整備の推進

- ・ 広域的かつ効率的な視点から、新市の道路整備計画を策定し、これに基づいた計画的な道路整備を進めます。
- ・ 東海環状自動車道およびインターチェンジ、岐阜南部横断ハイウェイといった高規格道路の整備を促進するとともに、国道 21 号の渋滞緩和や、主要地方道および一般県道の整備・改良を関係機関に要請し、広域的な連携・交流を担う道路網の確立を図ります。
- ・ 市民の協力や要望を踏まえながら、道路整備計画に基づき幹線市道の整備・改良を進めます。特に、広域交流を担う国道 21 号へのアクセス道路、各地域をネットワークする道路を優先的に整備します。

②安全で快適な道路づくり

- ・ 人にやさしく安全な道路づくりとして、段差の解消や誘導ブロックの設置などといった歩行者空間のバリアフリー化を進めます。
- ・ 環境にやさしい道路づくりとして、騒音や排水に配慮した路面舗装などを推進するとともに、地域の協力による道路美化活動や緑化活動を支援します。
- ・ 各地域の状況に即して生活道路を整備します。また、歩行者と自動車が共存し、地域のふれあいや憩いの場ともなるコミュニティ道路を整備します。

③公共交通ネットワークの確立

- ・ 鉄道および路線バスについては、利便性の確保やバリアフリー化を関係機関に働きかけます。また、実態にあわせて、放置自転車の規制や駐輪場の確保など、駅周辺環境整備に努めます。
- ・ 鉄道駅や市民サービスの拠点となる施設をネットワークするコミュニティバスの運営、路線の充実、停留所などの施設整備を進めます。
- ・ 将来的な視野のもと、新駅の設置や樽見鉄道の利便性

強化など、公共交通ネットワークの充実に向けて、関係機関との調整や実現化の検討を進めます。

④情報通信ネットワークの構築

- ・光ファイバーなどの情報通信基盤の整備について、県の岐阜情報スーパーハイウェイの整備や、民間企業などとの連携を踏まえながら、推進します。

⑤情報通信の活用

- ・市ホームページの整備や、GISの導入など行政情報のデジタル化を推進し、市民と情報共有のできる電子行政を構築します。
- ・IT関連の企業誘致などとあわせ、市民のIT教育の支援や指導者の育成に努めます。

5) 上下水道

①安全で安定した清浄な水供給の確保

- ・安全で安定した清浄な水供給を確保するため、上水道施設の維持・更新を図ります。
- ・未普及地区の解消を図るとともに、土地区画整理事業や宅地開発など、新たな水の需要に配慮し、水源地の確保や配水施設の整備を検討します。

②効率的な下水道整備の推進

- ・美しい河川の水質を保全するとともに、快適な生活環境を形成するため、公共下水道事業や特定環境保全公共下水道事業、^{※1}コミュニティプラント整備事業など、各地域の状況や将来見通しなどを勘案しつつ、見直しも含めて、効率的な下水道整備を進めます。

^{※1}コミュニティプラント…し尿とともに生活雑排水も処理する下水道事業のうち、地域単位で処理槽を設けているもの

《主要な事業》

施策項目	主要事業
1) 水と緑の環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆ マスタープラン策定事業 ◆ 水と緑のネットワーク整備事業 ◆ 河川環境整備事業 ◆ 都市公園整備事業（犀川遊水地公園、天王川スポーツ広場、親水公園、多目的広場、コミュニティ公園など） ◆ 都市緑化推進事業（フラワーロード、緑化活動の推進）
2) 治水対策	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 総合治水対策事業（河川改修事業、排水機・排水路・都市下水路整備など）
3) 市街地整備・住まいづくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆ JR 穂積駅周辺整備事業 ◆ タウンセンター整備事業 ◆ 土地区画整理事業（犀川堤外地） ◆ 市街地整備検討事業（崇南南部まちづくり事業など） ◆ 住宅建設等支援事業
4) 交通・情報交流	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 道路整備計画策定事業 ◆ 高規格道路整備事業（東海環状自動車道およびインターチェンジ、南部横断ハイウェイ）の促進 ◆ 国・県道整備事業 ◆ 街路整備事業 ◆ 市道整備改良事業 ◆ 道路情報提供装置設置事業 ◆ コミュニティ道路整備事業 ◆ コミュニティバス運営推進事業 ◆ 情報通信ネットワーク事業 ◆ 電子行政整備事業（各種システムの整備、行政情報デジタル化、GIS 基盤整備など）
5) 上下水道	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 上水道整備事業（施設の維持更新、未普及地区解消など） ◆ 公共下水道整備事業 ◆ 特定環境保全公共下水道整備事業 ◆ コミュニティプラント整備事業

5 - 3 住みやすい《環境都市》の創造

1) 循環型社会づくり

①ごみの削減・資源化の推進

- ・ごみ対策で最も重要なことは、ごみをなるべく出さないようにすることです。このため、生涯学習や学校教育などを通じて、市民や事業者ができるだけごみを出さないように心がける、排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）の意識づくりを育みます。また、生ごみ処理機等の普及促進に努めます。
- ・ごみの資源化、再利用（リサイクル）を推進するため、分別収集の徹底やリサイクル情報の充実に努めます。また、リサイクルセンターや^{※1}ストックヤードを整備します。
- ・大型焼却施設や最終処分場等については、広域圏での設置を進めます。

②共生のまちづくり

- ・新市は、水に恵まれ、河川と田園風景の美しいまちです。これらの環境を守り、共生していくために、ビオトープや親水空間の整備、無秩序な農地転用の抑制を図ります。
- ・企業や地域住民と連携を図った公害防止対策の強化など、環境問題への対応を積極的に進めます。

③地域ぐるみの環境美化

- ・生涯学習や学校教育の場などを通じて、環境美化に対する意識づくりを進めます。また、ボランティア活動などの市民主体の美化活動を積極的に育成し、支援します。

2) 墓地・火葬場

- ・墓地・火葬場については、現在の利用状況や広域的な連携を勘案しながら、適正な整備を進めます。

3) 安全社会づくり

①総合的な防災対策の推進

- ・計画的かつ総合的な視点から、地域防災計画および※¹ハザードマップを策定し、適正な防災施設の整備や、住民への意識啓発を進めます。また、災害発生後、市民の安全を確保するため、電気・水道などのライフラインの確保について、関係機関の協力を求めるとともに、飲料水・食料品等の計画的な備蓄、防災資機材の確保に努めます。
- ・消防については、地域ぐるみの未然防止対策を促進するとともに、広域消防と地域消防の連携強化や活性化、消防施設や機材の整備充実を図ります。
- ・水防については、河川改修や排水路、水防倉庫などの基盤や施設を一体的、効率的に整備します。

②防犯・交通安全対策の推進

- ・防犯・交通安全については、地域社会、行政、関係機関の連携を密にするとともに、防犯灯や交通安全施設などを整備し、未然防止に努めます。

《主要な事業》

施策項目	主要事業
1) 循環型社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 意識啓発事業（排出抑制、リサイクル促進） ◆ スtockヤード整備事業 ◆ 粗大ごみ処理施設整備事業 ◆ リサイクルセンター建設事業
2) 墓地・火葬場	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 墓地整備事業
3) 安全社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 防災計画策定事業（防災計画策定、ハザードマップ整備） ◆ ライフラインの確保、飲料水・食料の計画的備蓄 ◆ 防災資機材の確保 ◆ 消防施設整備事業 ◆ 水防施設整備事業 ◆ 交通安全施設整備事業

※¹ハザードマップ…各種災害の履歴や予測を図に表したものを。

5 - 4 安心できる《健やか都市》の創造

1) 支え合い社会づくり

①誰もがともに暮らせる社会づくり

- ・全ての市民が利用しやすい、*1ユニバーサルデザインによる施設整備や公共空間づくりを進めます。
- ・地域子育て支援センターを拠点として、保育園などと連携しながら、保育時間や保育内容などの子育て支援を充実します。また、施設の改築・整備を進めます。
- ・介護保険の円滑運営や、介護予防、自立生活支援、生きがいづくり、施設整備の支援など、総合的に高齢者福祉の充実を進めます。
- ・高齢者や障害者の在宅福祉サービスを充実するとともに、積極的に社会参加できるような仕組みづくりを進めます。また、多様化する福祉需要に対応できる専門性の充実、人員の確保を図ります。

②ふれあい・助け合いのネットワークづくり

- ・行政サービスと連携しながら、子育てや介護を地域で助け合う仕組みづくりとして、ボランティアネットワーク、地域コミュニティネットワークの体制を整備します。

2) 生涯健康づくり

- ・「自らの健康は自ら守る」という基本方針のもと、市民の健康づくりに対する意識啓発を促します。また、生涯学習や栄養指導の場などで、健康教育の充実を図ります。
- ・母子保健事業から老人保健事業、児童・生徒の健康診断まで、*1ライフサイクルに応じた健康診査体制を充実します。

- ・地域の保健活動の拠点となる施設の整備、設備の充実を図ります。

3) 医療・社会保障

①地域医療の充実

- ・医療機関との広域的なネットワークの充実、医師会との連携強化を図り、質の高い地域医療サービスの提供に努め、長期的な視野のもと、地域の総合的な医療施設の設置に向けての取り組みを進めます。また、市民が必要とする医療情報を積極的に開示します。

②社会保障の充実

- ・国民健康保険・国民年金については、制度の周知を図るとともに、健全な制度の運営に努めます。

《主要な事業》

施策項目	主要事業
1) 支え合い社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆ユニバーサルデザインのまちづくり推進事業 ◆子育て支援事業 ◆保育施設改築事業 ◆総合的な高齢者対策事業（介護保険運営事業、介護予防事業、自立生活支援事業、生きがいつくり事業） ◆高齢者福祉施設整備事業 ◆地域コミュニティネットワーク事業 ◆在宅福祉サービス事業 ◆障害者福祉事業（支援費制度対応、自立生活・社会参加推進事業）
2) 生涯健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆健康増進事業（健康教育、意識啓発） ◆保健予防事業（各種保健事業の推進） ◆保健施設整備事業
3) 医療・社会保障	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域医療体制整備事業（地域医療ネットワークの構築、医療情報提供など） ◆社会保障充実事業（国民健康保険および国民年金の制度周知、制度の健全運営）

※1ライフサイクル…生活環。生まれてから死ぬまでの各過程。

5 - 5 心豊かな《人づくり都市》の創造

1) 魅力ある生涯学習（社会教育）社会の実現

- ・市民がそれぞれのライフステージに沿い、一学習、一スポーツ、一奉仕に参加できるよう推進体制を確立します。
- ・市民が、自主的・主体的に地域活動に参画し、地域に貢献する活動ができるよう支援します。
- ・生涯学習活動の拠点となる施設・設備を充実します。

2) 学校・家庭・地域社会の連携

①学校教育の充実

- ・個性を伸ばし、生きる力を身につけた人間性豊かな子どもの育成を目指します。
- ・国際化、少子高齢化・情報化に対応した教育を進め、特色ある開かれた学校づくりに努めます。
- ・学校提案型の少人数指導をすすめます。
- ・家庭、学校、地域社会が、それぞれの役割を發揮しつつ、一体となって家庭の教育力・地域の教育力の向上を図ります。
- ・いじめ・不登校、さらに親の子育て不安等に対応し、教育相談事業を充実します。
- ・3年保育の幼稚園の充実を図ります。
- ・市の教育の方針・事業・運営等に関し広く市民の意見を聴取し、教育行政に反映できる機関を設置します。
- ・教育環境としての学校施設・設備の充実を図ります。

②青少年の健全育成

- ・地域活動やボランティア活動の活性化を進め、地域ぐるみで青少年の健全育成を図ります。
- ・青少年が自主的、自発的に参加・参画できるような文

- 化・スポーツ活動を推進します。
- ・関係機関や諸団体との連携を深め、青少年に関する様々な相談・指導体制を充実します。

3) 市民文化・市民スポーツの振興

①市民文化の振興

- ・地域の伝統や文化を生かした、市民相互のふれあいを創出する文化活動の振興を図ります。
- ・芸術文化の拠点となる施設を充実します。
- ・次世代へ継承すべき文化財の保護活動を推進します。
- ・文化的な団体・クラブ・サークルを育成します。

②市民スポーツの振興

- ・市民相互のふれあいを創出するスポーツ事業の普及・充実を図ります。更に指導者の養成に努めます。
- ・スポーツ振興の拠点となる施設の充実と機能化を図ります。
- ・市民が、自主的に運営し、誰もが気軽に参加できる総合型地域スポーツクラブの設立を図ります。
- ・スポーツ関係の団体・クラブ・サークルを育成します。

4) 国際交流の推進

- ・生涯学習の場、学校教育において国際理解教育の促進を図り、国際性を身に付けた人づくりに努めます。
- ・国際交流ボランティアなどの市民活動の育成・支援を進めると共に、外国人の受け入れ、外国への派遣について、市民と行政が連携した取り組みを検討します。

《主要な事業》

施策項目	主要事業
1) 魅力ある生涯学習（社会教育） 社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 生涯学習推進事業（推進体制の確立、各種講座の情報提供、指導者・講師育成など） ◆ 生涯学習施設整備事業 ◆ 地域活動活性化事業
2) 学校・家庭・ 地域社会の連携	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 就学区域の弾力化推進事業 ◆ 特色ある開かれた学校づくり事業 ◆ 3年保育の幼稚園設置推進事業 ◆ 小学校における英語学習推進事業 ◆ 教育推進協議会の設置事業 ◆ 教育研究所設置事業 ◆ 学校施設設備整備事業 ◆ 青少年健全育成事業（地域活動への参加、相談・指導体制の充実）
3) 市民文化・市民 スポーツの振興	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市民文化・市民スポーツ振興事業 ◆ 芸術・文化施設整備事業 ◆ 文化財保護活動の推進事業 ◆ 総合型地域スポーツクラブ設立推進事業
4) 国際交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 国際理解教育推進事業 ◆ 国際交流推進事業

5 - 6 人がふれあう《協働都市》の創造

1) 地域コミュニティ

- ・ 力強い地域社会、個性あるコミュニティを形成するために、各地域の成り立ちや歴史・文化を個性として尊重しつつ、それぞれのコミュニティの長所を生かした活動を支援し、活性化を促します。
- ・ このため、地域の状況に即し、地域活動の企画発案から運営まで、地域の自主性と独自性に基づいた支援を行います。
- ・ 各地域における様々な分野の指導者（まちの達人）の育成、地域リーダーとしての活用を図ります。
- ・ 地域の主体的なまちづくり意識を高め、各地域間の交流・ふれあいを促進するため、地域イベントや、まち

づくりコンテストなどの実施を検討します。

- ・地域社会における助け合い活動を促進するため、各種ボランティアや※1NPOの育成・活動に対する支援を積極的に進めます。また、ボランティアやNPOの特定性・閉鎖性を解消し、地域社会に開かれた活動を展開するため、ボランティアと地域コミュニティとのネットワークの構築を支援します。

2) 男女共同参画

- ・男女が等しく責任と役割を分かち合いながら参画できる社会づくりをめざし、男女共同参画プランを策定します。
- ・※2ジェンダーにとらわれない意識づくりを進めるため、意識啓発活動や、生涯学習、学校教育の場におけるジェンダーフリーの学習、男女の相互理解についての学習などを充実します。
- ・女性の就業支援、意志決定の場への登用促進を図るとともに、※3ドメスティックバイオレンスやセクシャルハラスメントなどへの対策として、専門機関との連携、相談体制の充実を図ります。

《主要な事業》

施策項目	主要事業
1) 地域コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域の伝統的行事・イベント支援事業 ◆ 地域活動活性化事業【再掲】 ◆ 地域の人材育成支援事業 ◆ 地域コミュニティネットワーク事業【再掲】
2) 男女共同参画	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 男女共同参画プラン策定事業 ◆ 女性の参画機会拡充事業(ジェンダーフリーの意識啓発推進、相談体制充実など)

5 - 7 躍動する《活力都市》の創造

※1NPO…非営利組織。(Nonprofit Organization)

※2ジェンダー…社会的・文化的に形成された性別。固定的な役割分担の観念。

※3ドメスティックバイオレンス…夫や恋人などからの身体的、心理的な暴力。

1) 農業

- ・ほ場整備事業、土地改良事業、農道整備、農業施設の改良工事など、農地の生産基盤を整備し、優良農地を確保します。
- ・経営意識の高い農家や組織・営農集団の育成を支援し、担い手の確保・育成を図ります。また、農作業の利用集積や、農業の近代化、低コスト化など、経営力のある農業展開を支援し、効率的・計画的な農業生産を推進します。
- ・農産物販売所を整備するとともに、集出荷・販売体制のさらなる効率化を進めます。また、新たな農業加工品などの特産品開発の促進、PRを支援します。
- ・都市近郊農業という特性を生かして、市民農園の開設などを進め、市民のふれあいの場、都市住民の憩いの場として整備を進めます。また、ぎふクリーン農業への対応を図るとともに、農地と住宅が共存する田園居住の促進を図ります。

2) 商工業・新規産業

①商工業

- ・既存商店街の活性化対策として、道路整備とあわせた商業環境の充実を進めます。また、地域の歴史や文化を取り入れた魅力ある商店街づくりを進めます。
- ・商工業事業者の各種活動を支援するとともに、中小企業の活性化、経営体質の強化を促します。また、国や県の各種融資制度の活用を図ります。

②新規産業

- ・国道21号、本巣縦貫道などの広域的な交流動線を生かして、商業施設や企業の誘致を進めます。また、店舗や事業所の立地に当たっては、土地利用の方針に基づき、適正な立地を誘導します。
-

- ・環境に配慮した企業や、情報関連企業など、社会情勢に応じた優良企業の誘致を図ります。

3) 観光・レクリエーション

- ・犀川遊水地や小簾紅園などの歴史と自然の豊かな資源を、観光・レクリエーションの拠点として整備し、市を訪れる人や市民のふれあいの場として活用します。
- ・中山道や、水と緑のネットワーク、文化財のふるさとマップとあわせて、観光まち歩きルートを設定し、景観整備やPR活動を進めます。
- ・観光協会や商工会との連携を図りつつ、インターネットなど様々なメディアを通じて、地域の伝統文化や産業などを広くPRするとともに、ボランティアバンクを活用した観光ボランティアの設置に努めます。
- ・新市および周辺市町村は、日本一の花き生産の集積地であり、産業振興と地域資源を生かした交流を進めるため、西美濃花回廊を支援します。

4) 雇用・消費生活対策

- ・雇用の安定化を図るため、国や県、および関係機関と連携し、就労情報の提供や就労相談体制の整備などを進めます。また、新規産業の誘致にあわせ、市内雇用の確保に努めます。
- ・労働需要の多様化にあわせ、関係機関と連携しつつ、ITなどをはじめとする技術習得や人材の育成を支援します。
- ・生涯学習の場などをはじめとして、関係機関と連携し、消費者教育の実施を図るとともに、情報の提供、相談体制の充実を図ります。

《主要な事業》

施策項目	主要事業
1) 農業	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 農業基盤整備事業（天王川土地改良事業、大月・西浦地区農村総合整備統合補助事業、その他農業施設改良事業、かんがい排水整備事業） ◆ 農家・営農組織活性化事業（担い手育成・確保など） ◆ 特産品開発・PR支援事業 ◆ 市民農園開設事業
2) 商工業・新規産業	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 商店街活性化対策事業 ◆ 中小企業活性化支援事業 ◆ 企業誘致推進事業（優良企業誘致、立地の適正誘導など）
3) 観光・レクリエーション	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 観光資源整備事業 ◆ 観光まち歩きルート整備事業 ◆ PR活動推進事業 ◆ 西美濃花回廊支援事業
4) 雇用・消費生活対策	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 雇用対策事業（雇用情報提供、技術修得支援など） ◆ 消費情報提供事業

5 - 8 市民のための《健全行政都市》の創造

1) 質の高い行政サービスの提供

- ・ 各種行政事務や行政情報の電算化・ネットワーク化を図り、適切なサービスを即時に市民に提供できるような電子自治体の構築を図ります。
- ・ 適正な定員管理のもと、スリムで効率的な行政組織体制の確立を図ります。
- ・ 住民サービスの充実として、職員が住民に奉仕し、住民によろこばれる仕事を行い、住民本位の行政を確立していきます。
- ・ 政策評価・事業評価システムの構築を図るとともに、住民の視点で行政サービスが行えるようなシステムづくりについて研究を進めます。
- ・ 行政と地域社会や企業との連携を図り、行政が提供すべきサービスと地域が自立的に行う活動を明確にします。また、民間活力の導入、活用を検討します。

2) 市民主体のまちづくり

- ・ 政策評価システムにおいて、情報公開やアンケートなど、市民意向の反映を図ります。また、各種のまちづくり計画などに積極的に市民参加を促し、市民のまちづくり意識を高め、市民参加のシステムを確立します。
- ・ 各種広聴活動を通じて市民意向の的確な把握に努めます。また、適正な情報の公開と個人情報保護をできる制度を確立します。
- ・ 専門的な指導による地域リーダーを育成し、地域を主体とした市民活動の活性化を促します。また、行政サービスとのすみ分けや連携のもと、行政と地域社会のパートナーシップを構築します。

《主要な事業》

施策項目	主要事業
1) 質の高い行政サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 行政情報化推進事業（行政事務システムの情報化、総合行政ネットワーク構築、GISの導入、例規等のデジタル化など） ◆ 政策評価システム構築事業
2) 市民主体のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市民参加システム確立事業 ◆ 情報公開・個人情報保護制度確立事業 ◆ 地域活動活性化事業【再掲】 ◆ 地域の人材育成支援事業【再掲】

新市建設計画

第6章

新市における県事業

第6章 新市における県事業

6 - 1 快適さと交流を創造する交通基盤の整備

新市の交通体系は、ラダー（はしご）状の道路体系を骨格としています。市民生活の利便性を向上させるとともに、周辺市町村との連携の強化、および市内の地域連携の強化を図るために、県事業による主要地方道や一般県道の整備、改良による幹線道路網の早期確立を進めます。

《主要な県事業》

施策項目	主要事業
県単地方特定道路整備事業	◆主要地方道北方多度線の一部改良および橋梁工
その他事業	◆一般県道美江寺西結線の一部改良
沿道環境改善事業	◆主要地方道北方多度線の一部排水性舗装
交通安全事業	◆一般県道美江寺西結線の一部歩道設置工
橋梁補修事業	◆主要地方道北方多度線他主要路線の橋梁耐震対策

6 - 2 安全で潤いある河川の整備

河川に恵まれた新市は、潤いある地域環境を創出する一方で、河川の氾濫による浸水被害などの危険性もあわせもっています。県事業による河川の改修・改良事業を進め、美しい川と共生するまちづくりを進めます。

《主要な県事業》

施策項目	主要事業
犀川公共広域基幹河川改修事業	◆犀川の掘削護岸工、築堤工、橋梁工
県単河川局部改良事業	◆糸貫川の築堤工 ◆宝江川、五六川の掘削護岸工、築堤工 ◆長護寺川、新堀川の掘削護岸工

6 - 3 情報基盤の充実

社会潮流に応じた情報基盤を整備するため、全県レベルで、光ファイバーによる高度情報通信ネットワークを構築します。また、地理情報システム（GIS）の導入、運用を進め、市町村との連携により県域統合型 GIS の構築を進めます。

《主要な県事業》

施策項目	主要事業
岐阜情報スーパーハイウェイ整備事業	◆光ファイバーによる高度情報通信ネットワークの構築
地理情報システム（GIS）の導入	◆地図データの県域統合型 GIS の効果的な導入・運用

※6-3 については、「岐阜地域第四次広域市町村圏計画・実施計画」より抜粋

新市建設計画

第7章

公共的施設の統合整備の方針

第7章 公共的施設の統合整備の方針

7 - 1 公共的施設の統合整備の方針

新市の公共的施設については、一体的、かつ効率的なまちづくりの観点から、また、市民サービスの維持・向上という観点から、重複する公共的施設の統合整備を検討します。

その際、各地域でバランスある配置となるよう、留意しますが、各地域コミュニティとの役割分担や、これまでの各地域の成り立ちや特殊性に留意しながら検討します。

このような公共的施設の統合整備のあり方については、市民生活に急激な影響を及ぼすことのないよう、各地域の住民の要望を十分踏まえるとともに、新市の財政事情にも考慮しながら、検討していきます。

新市建設計画

第8章

財政計画

第 8 章 財政計画

8 - 1 前提条件

財政計画は、新市の合併後 10 年間の財政運営の指針として、歳入・歳出を各項目ごとに、普通会計ベースで作成しています。なお、その際の主な前提条件は以下の通りです。

1) 歳入

① 地方税

市税として、将来の人口見通し等を踏まえつつ算定しています。

② 地方交付税

普通交付税については、算定の特例（合併算定替）により算出し、合併に係る交付税措置を見込んでいます。

③ 分担金および負担金

過去の実績等により、算出しています。

④ 国庫支出金、県支出金

将来的な財政状況等や主要施策の実施見通しを勘案しながら算出しています。

⑤ 繰入金

過去の実績等や合併効果への振り替えを勘案して、算出しています。

⑥ 地方債

過去の実績を踏まえるとともに、新市建設計画における主要事業の実施見通しや、合併特例債の活用を見込み、算出しています。

2) 歳出

① 人件費

人件費については、合併後、退職者の補充を抑制することにより、職員の削減を見込んでいます。

②扶助費

高齢社会への対応や、新市としての新たな福祉サービスの向上を想定し、算出しています。

③公債費

合併前の地方債に係る償還予定額に、合併以降の新市建設計画における主要事業等の実施に伴う新たな地方債に係る償還見込額を加え、算出しています。

④物件費

近年の推移を勘案しつつ、算出しています。

⑤補助費、積立金

効率的な行財政運営に努め、増加させないこととして算出しています。

⑥繰出金

将来の見通しおよび、近年の推移を勘案しつつ、算出しています。

⑦普通建設事業費

新市建設計画における主要事業、およびその他の事業に係る普通建設事業費を見込み、算出しています。

8 - 2 財政計画（普通会計）

1) 歳入

（単位：百万円）

区 分	平成15年 (2003)	平成16年 (2004)	平成17年 (2005)	平成18年 (2006)	平成19年 (2007)	平成20年 (2008)	平成21年 (2009)	平成22年 (2010)	平成23年 (2011)	平成24年 (2012)
地 方 税	5,639	5,639	5,639	5,639	5,639	5,639	5,639	5,638	5,638	5,638
地 方 譲 与 税	207	207	209	211	213	215	217	219	222	224
利 子 割 交 付 金	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104
地方消費税交付金	375	374	378	383	386	389	393	397	402	406
自動車取得税交付金	133	132	134	135	136	138	139	141	142	144
地方特例交付金	238	238	240	243	245	247	250	252	255	258
地 方 交 付 税	2,064	2,035	2,082	2,049	2,099	2,075	2,105	2,135	2,164	2,196
交通安全対策特別交付金	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
分担金および負担金	53	53	53	53	53	53	53	53	53	53
使用料および手数料	374	374	374	374	374	374	374	374	374	374
国 庫 支 出 金	738	891	701	509	448	354	361	355	378	364
県 支 出 金	745	899	707	514	453	358	365	358	382	367
財 産 収 入	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73
寄 付 金	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
繰 入 金	424	536	592	703	703	769	769	769	769	769
諸 収 入	381	381	381	381	381	381	381	381	381	381
地 方 債	2,212	2,671	2,101	1,527	1,345	1,063	1,083	1,064	1,134	1,091
歳 入 合 計	13,777	14,623	13,786	12,916	12,669	12,249	12,322	12,331	12,489	12,459

(単位：百万円)

2) 歳出

区 分	平成15年 (2003)	平成16年 (2004)	平成17年 (2005)	平成18年 (2006)	平成19年 (2007)	平成20年 (2008)	平成21年 (2009)	平成22年 (2010)	平成23年 (2011)	平成24年 (2012)
人 件 費	2,322	2,253	2,239	2,224	2,209	2,195	2,180	2,165	2,151	2,136
扶 助 費	861	904	950	997	1,047	1,099	1,154	1,212	1,273	1,336
公 債 費	1,000	1,103	1,254	1,361	1,437	1,453	1,297	1,119	1,395	1,427
物 件 費	2,357	2,364	2,371	2,379	2,386	2,393	2,400	2,407	2,414	2,422
維 持 補 修 費	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140
補 助 費 等	1,245	1,245	1,245	1,245	1,245	1,245	1,245	1,245	1,245	1,245
繰 出 金	1,160	1,100	1,100	1,160	1,176	1,193	1,209	1,226	1,244	1,261
積 立 金	206	206	206	206	206	206	206	206	206	206
投資・出資・貸付金	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65
普通建設事業費	4,420	5,243	4,216	3,140	2,758	2,261	2,425	2,545	2,356	2,222
歳 出 合 計	13,777	14,623	13,786	12,916	12,669	12,249	12,322	12,331	12,489	12,459